

シナネン以降

- ① 1.055の義務のある所(地下埋設)の(パイプ)気密試験を実施。 違反処理の前段
- ② 施設・地盤状況等を考慮して年1度のみならず、数回やめる様に(義務のある所) > 文書で指示。
" 実施可能な様に(義務のある所) 381セ

- ③ 20年ほど前は、配管がもろくなる → 地上配管に変更をお願いし、危険物安全協会にてしつこく
- ④ 配管を腐食しないものに換え、圧力のかかる所ではコンクリートのおおむねをかける等してから、許可を出すべき → 活い決定している。10年以内の回収もまだ等々規定はない

市議会議員全員協議会資料

燃料会社灯油貯蔵施設からの漏出事故について

平成15年2月7日
環 境 部

1 みたけ地内シナネン（株）盛岡支店からの灯油漏出事故について

(1) 発生箇所

別紙図面1のとおり。

(2) 原因者

盛岡市みたけ二丁目1-24 シナネン（株）盛岡支店

(3) 事故の概要

平成14年11月25日、JRから盛岡西消防署に、同社東北新幹線車両車庫の構内の法面から地下水に混入した油が流出していることを発見した旨の通報があった。

消防本部を中心として原因を調査した結果、12月17日、シナネンの地上灯油タンク（50Kl）の地下配管にピンホールが生じ漏出していることを確認した。

- 油の漏出量 約33Kl（漏出期間10月末～）
- 油の回収量 約12Kl（2月3日現在値 回収を継続中）

(4) 対応状況

JR法面から漏出している油が、公共用水域に流出しないよう現場での汲み取り、オイルマットによる吸着処理をJRに依頼するとともに、報道機関や近隣住民への周知を図った。市は、原因者に対して緊急的対策をとること及び将来的に発生が予想される事態に備え、専門の業者に委託し、汚染範囲を確定の上、現状復旧を図るための中長期的対策を講ずるよう指導した。

① 緊急的対策

- ・木賊川への油の流出を防ぐためのオイルフェンス、オイルマットを設置する。
- ・シナネン構内、JR構内及び隣接する企業の敷地内に漏出した油の回収井戸を掘削し、回収する。
- ・可燃性ガスの濃度測定により油の滞留箇所の確認調査を行う。

② 中長期的対策

- ・油の回収を継続するとともに、漏出した油の処理方法を確定するため（2月末の予定）、面的調査や垂直調査を実施し、汚染範囲を確定する。
- ・調査結果に基づく対応方法を決定する。

盛岡地区環境共同事務組合長の市長の許可権者とする。
気密試験前は伝票上のチェックで漏れは確認して

定期点検義務あり会社

59ヶ所 井戸あり

2 東見前地内（株）ミツウロコ盛岡支店からの油漏出事故について

(1) 発生箇所

別紙図面 2 のとおり。

(2) 原因者

盛岡市東見前 6 地割 27 番の 1 (株) ミツウロコ盛岡支店

(3) 事故の概要

原因者は、平成 15 年 1 月 15 日、盛岡南消防署の査察時に埋設管の気密試験を実施するよう指導を受け、同 21 日、気密試験の結果、地下配管からの油の漏出を認め、同 24 日、消防本部、庁内関係課に報告した。1 月 26 日、消防本部が地上灯油タンク (460Kl) からローリーや容器に詰替える施設につながる地下配管にピンホール 3 箇所と 5mm ほどの穴 1 箇所を確認した。1 月 29 日、下水道の汚水管ジョイント部分の亀裂から管内部に油の浸入を認め、翌 30 日までに防止対策を実施した。

油の漏出量 約 200Kl (漏出期間 10 月ごろ～)

油の回収量 約 129Kl (2 月 3 日現在値 回収を継続中)

(4) 対応状況

市は、原因者に対して、市民生活への影響を防止するため、構内において回収井戸を掘削し、漏出油の早期回収に努めるとともに、近隣住民への事故発生の周知、地下水の利用者の確認、安全確保の徹底について指導した。

また、油の拡散域が広範囲に及ぶと推定されることから、専門の業者による調査を実施し、恒久対策を講じるよう指示した。

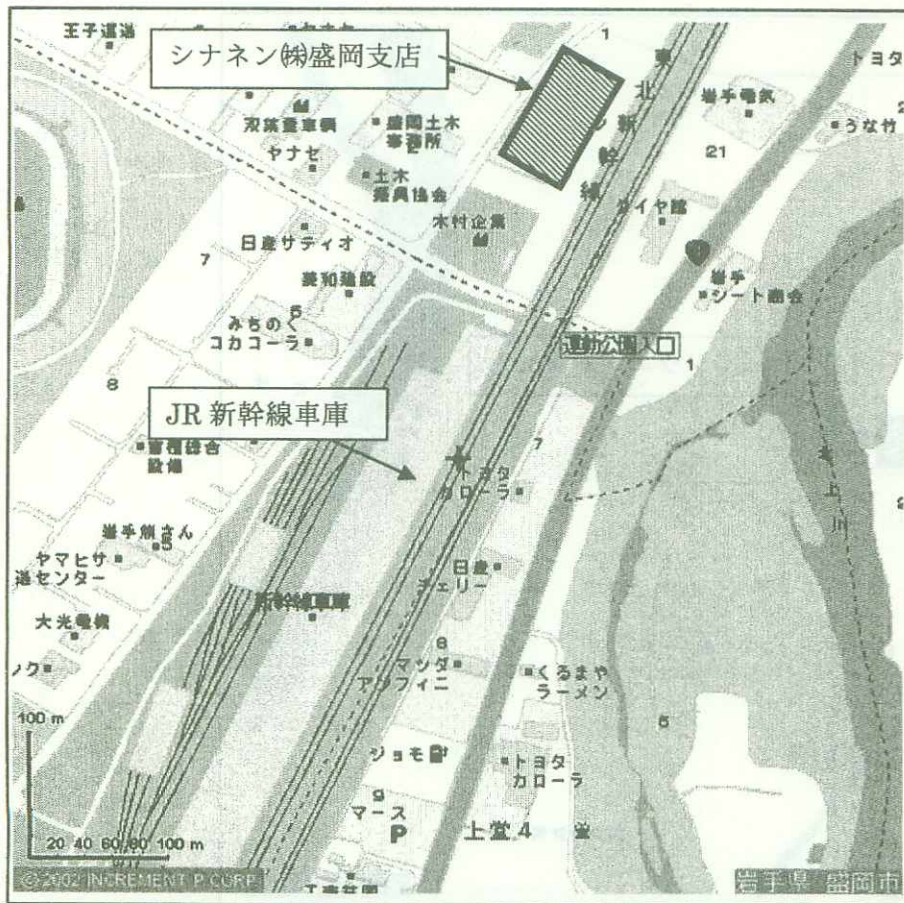
① 応急的対策

- ・ 構内における漏出した油の徹底回収をする。
- ・ 下水道への油の流出に対処するため、油の吸引、下水道管の亀裂の補修をする。

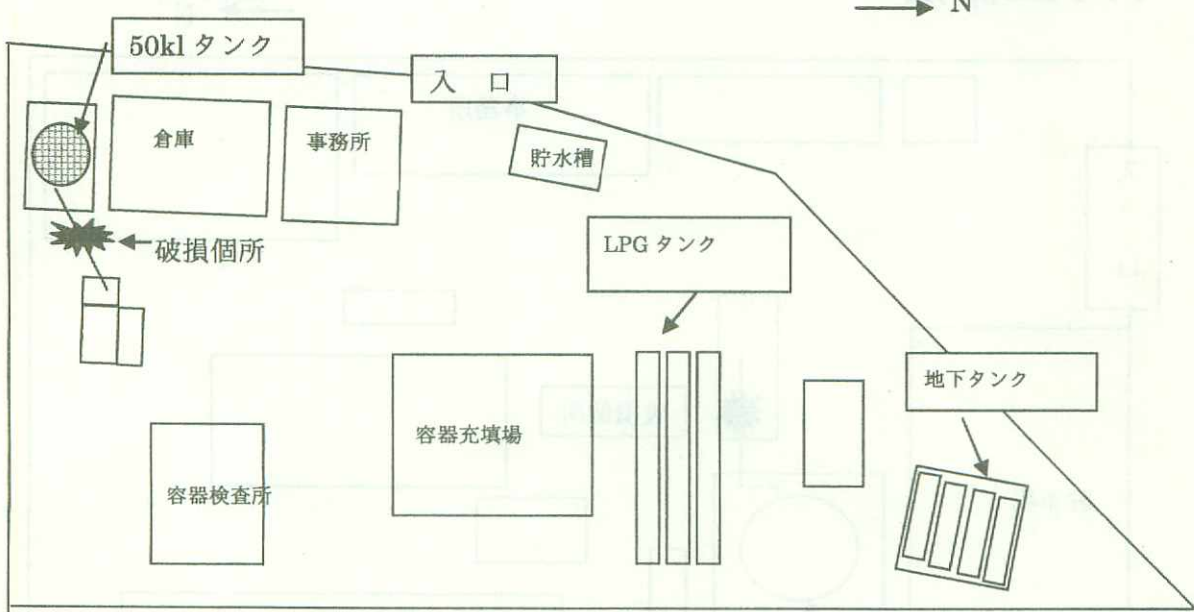
② 中長期的対策

- ・ 油の回収を継続するとともに、定点井戸を掘削し、漏出した油の観測を行う。
- ・ 面的、垂直的調査により油の拡散域を確定し、根本的な対策を講ずる。

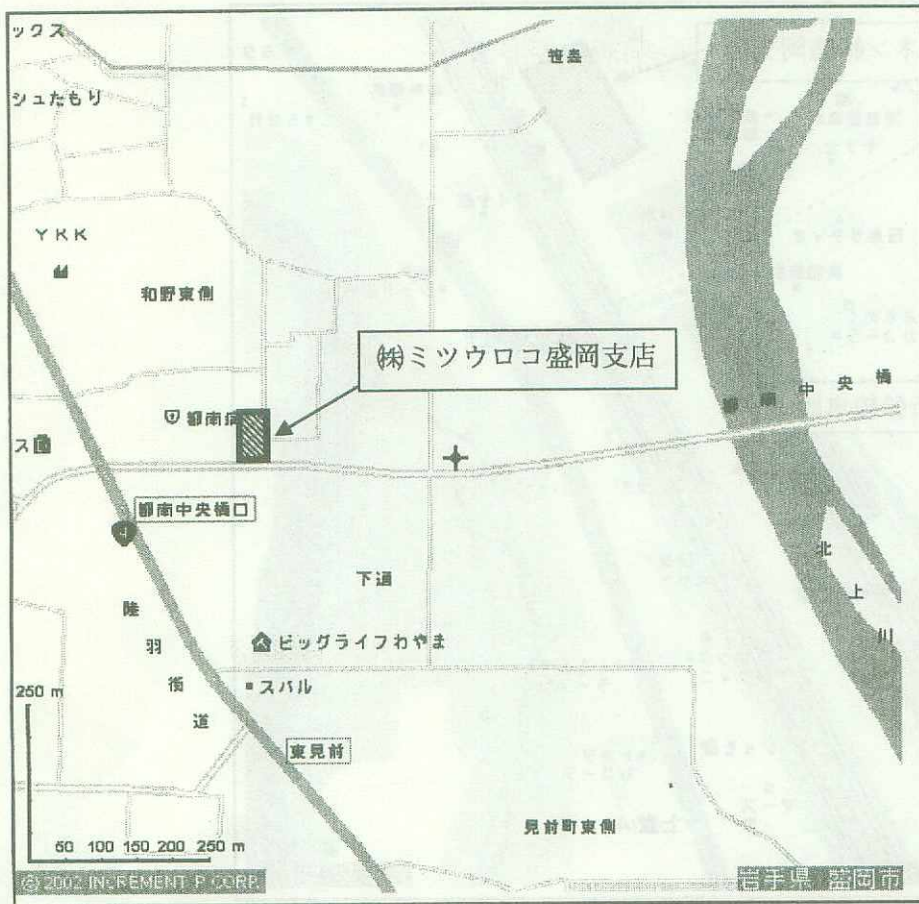
別図1



シナネン構内図



別図 2



ミツウロコ構内図

